

建設機械の保有状況一覧表

記載例

加点对象の上限となる15台まで記載

審査基準日: 令和7年11月30日

所在地 甲府市丸の内1-6-1
 申請者 商号又は名称 (株)甲斐建設サービス
 代表者氏名 代表取締役 山梨 三郎

押印
不要

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・単体番号 表示番号(ダンプ 車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
1	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	◇◇◇◇	000ZZ	889977	バックホウ	自社所有	令和5年12月7日		令和7年12月11日
2	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	☆☆☆☆	111YY	123456	1.2m ³	自社所有 リース	年月日	令和4年8月16日	令和9年8月15日
3	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	〇〇〇〇	AAABB	山梨 建 7234	最大積載量 9,000kg	自社所有 リース	平成28年9月10日		令和7年9月10日
	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年月日		年月日
	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年月日		年月日
	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年月日		年月日
	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ダンプ車・アスファルト・フィニッシャ・移動式クレーン 不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年月日		年月日

審査基準日時点における直近の特定自主検査記録表等の「検査年月日」を記入

審査基準日が含まれる車検証有効期間の開始日、若しくは審査基準日前一年以内に実施した検査日等を記入

【記載要領】

- ※「項番」64で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
- ※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
- ※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
 - ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
 - ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2m³)
 - ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
 - ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
 - ⑥「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類(例:ダンプフルトレラ)。
 - ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ(例:2メートル)
 - ⑧「締固め用機械」にあつては、その種類
 - ⑨「解体用機械」にあつては、その種類
- ※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
- ※「自社所有」の場合には、自動車検査証記録事項の所有者欄(使用者欄ではない)が申請者の名義となっていること。
- ※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。
- ※「検査実施等年月日」については、新車の場合は空欄とし、定期検査を実施している場合は「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
 - ①「ショベル系掘削機」「ブルドーザー」「トラクターショベル」「モーターグレーダー」「不整地運搬車」「高所作業車」「締固め用機械」「解体用機械」にあつては、特定自主検査記録表に記載された検査年月日。
 - ②「移動式クレーン」にあつては、移動式クレーン検査証に記載された有効期間(審査基準日が含まれるもの)の開始日。
 - ③「ダンプ車」「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、審査基準日以前に検査が行われ、審査基準日時点で当該検査の有効期間内であることを確認できる登録状況等に応じた次のいずれかの日を記入。
 - ・車検有効期間開始日(前回車検有効期間満了日の翌日)
 - ・審査基準日前1年以内の検査実施日
 - ・自動車検査証記録事項の 4.備考【旧走行距離表示値】横の()内の日付